

○富士市危険空家除却促進補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険空家の除却を促進し、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、危険空家を除却する工事を実施する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空家 居住されていないことが常態である一戸建ての住宅及び長屋（以下「空家」という。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された空家及び同日において工事中であった空家であって、別に定める基準に適合するもの

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であって、別に定める基準に適合するもの

(2) 所有権者 危険空家の所有者（法人を除く。）及びその相続人

(3) 解体事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる建設業のうち、土木工事業、建築工事業又は解体工事業について同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者をいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 所有権者である者

(2) 本市に納付すべき市税を滞納していない者

(3) 富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）第9条第1項の規定に基づき市が緊急安全措置を実施した場合における同条第3項の費用に係る徴収金に未納がない者

(4) 空家法第22条第2項の規定による勧告を受けていない者

2 補助金の交付の対象となる者は、一の危険空家につき1人に限るものとする。

(一部改正〔令和3年告示120号・7年55号〕)

(交付対象工事等)

第4条 交付の対象となる工事(以下「交付対象工事」という。)は、市内の危険空家の全部及びその附属物(危険空家と一体のものと認められる建築物、埋設物、門、塀等であつて、保安上危険であると市長が認めるものをいう。以下同じ。)を除却する工事であつて、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 危険空家の他の所有者その他の利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)の同意を得て行う工事

(2) 解体事業者が行う工事

2 前項の規定にかかわらず、同項の危険空家について富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱(平成9年富士市告示第31号)又は富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱(平成14年富士市告示第103号)による補助金の交付を受けている場合は、当該危険空家に係る工事は、この要綱の規定に基づく補助金の交付の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要した経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

2 所有者の市町村民税が非課税である場合にあっては、補助金の額は、前項の規定により算定した額に交付対象工事に要した経費に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、20万円を限度とする。)を加算した額とする。

(一部改正〔令和元年告示86号・7年55号〕)

(事前調査の申出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前調査申出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空家の登記事項証明書その他の所有者であることを証する書類

(2) 空家の付近見取図

(3) 空家の外観及び周囲の状況が確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、危険空家であると認めるものについては、補助金交付対象判定通知書(第2

号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、交付対象工事の着手前に、富士市危険空家除却促進補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象工事の見積書の写し
- (2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 所有権者の所得課税証明書その他これに類する書類
- (4) 所有権者の市税完納証明書
- (5) 利害関係者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市危険空家除却促進補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市危険空家除却促進補助金変更承認申請書(第5号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体事業者が工事を行ったこと及び交付対象工事に要した経費が分かる領収書等の写し
- (2) 交付対象工事の完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額

を確定し、富士市危険空家除却促進補助金確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。

（一部改正〔令和3年告示42号・5年61号・7年55号〕）

附 則（令和元年10月31日告示第86号）

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市危険空家除却促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第42号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年6月10日告示第120号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第61号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第55号）

この要綱は、公示の日から施行する。ただし、第5条第3項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

（一部改正〔令和3年告示42号〕）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

（一部改正〔令和3年告示42号〕）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

（一部改正〔令和3年告示42号〕）

第6号様式（第10条関係）

（一部改正〔令和3年告示42号〕）

第7号様式（第11条関係）